

■「令和3年度七ヶ浜町における障害者就労施設等からの物品等の調達方針」

1 趣旨・調達の基本方針

町は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達に努めるものとする。

物品等の調達にあたっては、予算の適正な執行、契約における経済性、公正性、競争性及び当町の関連する施策等との整合性に留意する。

調達の対象は、町内の障害者就労施設等を優先する。ただし、共同受注窓口から調達する物品等については、他の障害者就労施設等についても対象とする。

2 調達目標

令和3年度の物品等の調達は、令和2年度に障害者就労施設等から調達した実績額を上回ることを目標とする。

3 調達の推進方法

- ・ 法の周知・啓発を図りながら、障害者就労施設等から提供可能な物品等の必要な情報を収集し、必要に応じて、障害者就労施設等からの調達の推進に向けた調整を行う。
- ・ 物品等の調達にあたっては、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、発注方法、発注量、納期の設定など障害者就労施設等の特性に配慮した発注に努める。
- ・ 物品等の調達のほか、障害者就労施設等の庁舎等での物品の販売場所の確保、町及び関係団体が実施するイベント等での販売機会の確保に努めるとともに、障害者就労施設等の活動に対して町民の理解を深める啓発、広報への取組みを行う。

4 調達実績の公表

法第9条第5項の規定により、会計年度終了後、調達実績を取りまとめ、その概要を公表する。